

科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ（第9回）

議事要旨

1．日時 平成29年3月10日（金）15：01～16：55

2．場所 合同庁舎第8号館6階623会議室

3．出席者

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議 議員（座長）

久間 和生 総合科学技術・イノベーション会議 議員

有信 睦弘 理化学研究所 理事

菅 裕明 東京大学大学院理学系研究科 教授

角南 篤 政策研究大学院大学 副学長・学長

林 隆之 大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授

宮内 忍 宮内公認会計士事務所長

（オブザーバー）

文部科学省高等教育局（石橋 晶 国立大学法人支援課補佐）

文部科学省科学技術・学術政策局（橋爪 淳 科学技術・学術戦略官（制度改革・調査担当））

経済産業省産業技術環境局（飯村 亜紀子 大学連携推進室長）

<事務局>

山脇 良雄 内閣府政策統括官

進藤 秀夫 内閣府大臣官房審議官

柳 孝 内閣府大臣官房審議官

星野 利彦 内閣府政策統括官付参事官

4．議事

（1）ワーキンググループの報告書について

(2) その他

5 . 配付資料

- 資料 1 ワーキンググループ報告書 (素案)
- 資料 2 今後のスケジュール (予定)
- 資料 3 第 8 回ワーキンググループ議事要旨 (案)

6 . 議事概要

(1) ワーキンググループの報告書について

- ・ 質疑及び意見交換における主な発言は以下のとおり。

「 1 . 大学・国研における多様な資金の獲得 」

【有信委員】

- ・ 第 1 章は資金集めの話になりすぎ。大学の主な機能は教育を通じた人材育成で、ゆえに卒業生のフォローアップが不可欠で、同窓会組織との連携を考える、との書きぶりにすべき。
- ・ 寄附手続きの簡素化に関連して、(ATM の) 振り込みに 50 万円までという制限があって、モチベーションが下がりがねないので、工夫が必要。

【林委員】

- ・ 国立大学法人評価で卒業生の追跡を求めているが、同窓会組織と連携しても機能していない。書き方を工夫すべき。
- ・ EUA (European University Association) のファンディングフォーラムは、かつて「資金の多様化」をテーマとしていたが、今年は「社会的貢献」だった。
- ・ 公的補助によって能力が上がったことに対する卒業生からの返礼として寄附がある。
- ・ ふるさと納税は、大学の教育研究のミッションが地域貢献に拡大していると書いた方がいい。

【宮内委員】

- ・ キャピタルゲイン課税への控除は、日本は購入価格だが米国は時価であることを明示すべき。
- ・ 同窓会は教育的効果をフォローアップしていく組織として明確化すべき。

【有信委員】

- ・日本の大学は、教育成果を確認し、教育の改善に結び付ける意識が希薄なので、卒業生が大学に恩義を感じない。教育に対するP D C Aサイクルが機能していない。

【菅委員】

- ・第1章の小括弧の順番は戦略的にした方がいい。

【久間議員】

- ・寄附はまとまったお金が必要な印象。他方、会費は払いやすい。寄附金も会費一緒に集めるようにすると有効ではないか。

【上山座長】

- ・イギリスで大学への寄附が伸びたのは、キャピタルゲイン課税の軽減措置に加え、寄付金の引き落としの際、自動的に控除が受けられるようになったことが大きい。

【有信委員】

- ・既に一部学会は、会費と共に寄附が引き落とされる仕組みが導入されている。

【宮内委員】

- ・ユニセフ協会の寄附はマンスリーサポートプログラム（毎月の定額寄附）で増えている。
- ・かつて国立大学は国に対する寄附と同様に全面非課税であったが、法人化に伴い他のものと同じレベルになった。国立大学の役割は国の頃と同じことをはっきりさせるフレーズは重要。

【上山座長】

- ・国立大学への国民の期待と負託は法人化後も不変。国立大学に限定した仕組みとしたい。

「2. 大学・国研における人材・知・資金の好循環の形成」

【有信委員】

- ・ベンチャー育成は重要で、ベンチャーへの出資の際、大学や国研が知財を投資する見返りに株式保有を認めるべき。
- ・投資のリターンを再投資して自己収入増を図るのは賛成だが、大学と国研の違いは、国研が

収益を国に一部戻すこと。有効活用できるように工夫してほしい。

- ・国研のミッションとして収益が上がる活動にはならない。会計制度の基本理念として収支均衡があり、収益を上げにくい。工夫が必要。
- ・産学協同の人材育成プログラムは経団連も前向き。卓越大学院にも思想が織り込まれており、是非進めてほしい。
- ・クロスアポイントメント制度の利益相反では、大学や国研は営利企業の役員と兼業を認めない内規に引っ掛かる。
- ・AIのような新研究領域が発展していくと、ベンチャー企業の社長や役員がクロスアポイントメントで研究者として研究するケースが出る。その際の利益相反の整理が重要。
- ・大学の利益相反に対する考え方は税金で行っている教育研究が特定私企業の利益に直接結び付いてはいけないという理念に則っている。例えば、私企業の利益が結果的に国民全体の利益に還元されるという考え方を取り込んでどうか。

【上山座長】

- ・利益相反は踏み込むと詳細まで書き込む必要が出てくるので難しい。文科省のガイドラインや各大学のガイドラインが重要。
- ・国立大学は国費で国民の負託に応えるので、厳しい利益相反規定が必要だろう。
- ・カリフォルニア大学サンディエゴ校は弁護士が事案ごとに対応し、研究者は安心して研究できる。引き続き検討していきたい。
- ・企業人材の育成に関して産業界のニーズは分かったが、学位は今後検討したい。

【宮内委員】

- ・独法は主務大臣の指示に基づくミッションが明確だが、国研はアウトカム創出も含めて責任を負うため、自己収入との関係をどう整理するか、余裕金と明確に言えるかどうか、建付の検討が必要。
- ・資金補助として空手形になる可能性がある新株予約券や株式の取得は難しい。欠損時に、ガバナンスにおける責任の所在が明確にならない。学長の責任とされると話が進まない。新株予約権や株式を安心して受け取れる仕組みを作らないと、取得の可否の議論が進まない。
- ・10ページの「社内コンプライアンス」の主体を明確にすべき。
- ・官民イノベーションプログラムは学長の下に置くと誰もやらないので別評価の仕組みがある。

- ・学長が責任を負うのか、共同研究のガバナンス人材を別に置くのか、整理が必要。

【菅委員】

- ・学長の責任では難しい。東大TLOは社長が責任を持ってライセンスし、現金の代わりに新株予約権を受け取るが、紙切れになるリスクがある。学長が責任を負わないシステムにせざるを得ない。

【宮内委員】

- ・出資が大学のお金の循環である限りは、大学のルールから出られない。

【星野参事官】

- ・直接出資だけでなく、外の組織に出して、そこが責任を持つスタイルもある。具体の制度設計は別途行うが、報告書では方向性に選択肢を持たせたい。

【上山座長】

- ・基金やファンドを外に出す方がやりやすいと思う。文言を検討する。

【久間議員】

- ・人材と知と資金の好循環に、企業は十数年前から取り組んでいる。重要なのは、プロジェクトマネージャーやコーディネーターといった橋渡し人材。例えば、米国のように、大学のコーディネーターのステータスや処遇向上も含め、能力や実績に応じた仕組みが重要。

【角南委員】

- ・橋渡し人材、コーディネーター、標準化の人材は重要。標準化は欧米はビジネスになっているが、日本はボランティアでビジネスになっていない。大学等が人材を育てプールする必要。
- ・日本でも一部の研究者が数年かけて国際標準のエキスパートになったが、そのノウハウが次世代につなげていない。人材育成の仕組み作りを強調してほしい。

「3. 資金の効果的・効率的な執行」

【有信委員】

- ・ 執行の部分について、特に補助金と運営費交付金の違いが民間からすると分かりにくい。
- ・ 補助金は目的を明確にして、用途を限っているが、適合の可否の判断は主観的なため、厳しく判断され、使いにくい。
- ・ 研究現場は補助金と運営費交付金と一緒に、使い分けが大変。個別ではなく、大目的で判断できないか。
- ・ 調達に関しても、随意契約の範囲を拡大し、無駄な作業・入札・期間を極力排除すべき。

【菅委員】

- ・ 委託金と補助金の使い分け・管理が大変。統一で執行が効率化するのなら書いた方がいい。種類の異なる資金が混在し、大学会計に不具合を生じている。
- ・ 科研費がAMEDに合わせられて報告内容が厳しくなった。事細かな記載を求められ、研究時間がなくなっている。

【星野参事官】

- ・ 研究費の資金制度で、交付金、補助金、委託費の3分類を全体として一つに統一できるかは、それぞれの制度の目的や経緯等もあり、ワーキンググループとして一つの方向性を出すことは現実問題として難しいが、課題は表現したい。
- ・ 科研費の報告書の厳格化はワーキンググループで議論していなかったが、様々な研究費制度全体を俯瞰する内閣府として、今後の改善策などの検討に生かしていきたい。

【角南委員】

- ・ WTOの自主的措置は日本だけか。その背景は何か。大学や国研から弊害的な問題意識が提起されているのであれば、規制改革推進会議などで議論した方がいいのではないか。

【星野参事官】

- ・ 自主的措置は1991年、アメリカからスーパー301条（不公正な貿易慣行の国に対する制裁手続きを定めた包括通商法の条項の一つ）が示された時代背景の下に導入された。
- ・ 規制改革推進会議等との連携は、ワーキンググループの報告書を踏まえて作成する科学技術イノベーション総合戦略2017に明記する。

- 了 -